

5 文庁第 6 3 8 4 号
令和 6 年 3 月 2 7 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人機構長
出 入 国 在 留 管 理 庁 長 官
文 部 科 学 省 関 係 各 独 立 行 政 法 人 の 長
各 関 係 団 体 の 長
殿

文化庁次長
合 田 哲 雄

総合教育政策局長
望 月 禎

認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示の施行について（通知）

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和 5 年法律第 41 号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示（令和 6 年文部科学省告示第 42 号。以下「告示」という。）（別添）が、令和 6 年 3 月 27 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されることとなりました。

告示の概要等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らい下さい。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所管の学校及び学校法人に対して、各国立大学長におかれては附属学校に対して、出入国在留管理庁長官におかれては出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関に対して周知を図るようお願いいたします。

なお、法附則第 6 条の規定により、法の施行と同時に、法の所管が文化庁から文部科学省総合教育政策局に移管されることとなります。

記

1 告示の概要

法第5条第1項では、認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に、文部科学大臣の定める表示（以下「表示」という。）を付することができるのとされているところ、認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件（令和5年文部科学省告示第163号）の一部を改正し、表示を定めること。

2 その他

告示による改正後の認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件（令和5年文部科学省告示第163号）第2条第1号及び第3条第1号に規定する「負担付きであることにやむを得ない事情がある」とについては、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律等の施行について（通知）」（令和5年12月28日通知（5文庁第4519号））第5の2の（1）において、「負担付きでない校地や校舎、又はこれらを取得するための資金を直ちに準備することができず、設置者による借入金により校地や校舎を取得する場合、当該借入れに伴ってこれを保証するため抵当権等の負担が附く場合を指すこと。この場合において、当該借入金の返済計画が実現可能なものであり、かつ、返済により近い将来において校地や校舎が負担付きでなくなるものである必要があること。このため、校地や校舎の取得とは関係のない負担や、関係があったとしても設置者による借入金以外に係る負担は認められないこと」と示したところ。

これは、法第2条第3項第1号のロの（1）において、認定日本語教育機関の設置者には、「日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること」が求められているところ、認定に当たり、校地や校舎の取得資金以外の日本語教育機関の運用資金等について、校地や校舎に抵当権等を附した上で借入金によりこれを確保することは、同号の趣旨に照らして適当ではないことから、新たに認定を受ける際の負担については、借入金により校地や校舎を取得することに伴って附いた抵当権等に限られる旨の考え方を示したものであること。

このため、認定後においては、借入金により校地や校舎を取得することに伴って附いた抵当権等に限らず、教育の質の充実のために一時的に多額の資金が必要となる場合や、自然災害等の緊急事態へ対応する場合等の認定日本語教育機関のためにやむを得ない目的で、当該認定日本語教育機関の設置者がする借入金に伴い、これを保証するために当該認定日本語教育機関の運営に支障のない範囲内において当該認定日本語教育機関の校地や校舎に抵当権等を附すことは可能であること。ただし、上記目的から離れた目的での借入金に係る負担や、当該認定日本語教育機関の設置者以外による借入金に係る負担は認められないことに留意いただきたいこと。

また、令和11年3月31日までの法の経過措置期間においては、いわゆる法務省告示機関等のこれまで認定日本語教育機関に類する方法により運営されてきた日本語教育機関について認定を受ける場合には、上記の考え方に準じ、借入金により校地や校舎を取得することに伴って附いた抵当権等以外の抵当権等が校地や校舎に附いている場合でも、審査の結果、認定が認められる場合があること。

【本件連絡先】

文化庁国語課

Email: nihongo@mext.go.jp